

## 五監公告第21号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年12月27日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象課

消防本部・消防署（村松分署含む）

### 3. 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務、事業の執行等

### 4. 監査の実施期間

平成30年11月30日～平成30年12月25日

### 5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

### 6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

消防署（村松分署）の施設管理について、動力井戸ポンプに漏電が確認されており、（一財）東北電気保安協会から指摘を受けている。事故防止の観点から、速やかに修繕等の対応をされたい。

(2) 所見

迅速な消火活動と地域における消防団活動、高度化が進む救急活動に対応するための人材育成、また近年頻発している自然災害への備え等、市民の大切な生命と財産を守るため、消防・救急・救助体制の一層の強化・充実を望むものである。